

関係機関等作成資料

(機関・団体名)

- ・ 仙台海務局人権擁護部————— 1
- ・ 宮城県警察本部少年課————— 13
- ・ 宮城県臨床心理士会————— 14
- ・ 仙台弁護士会————— 15
- ・ 仙台市PTA協議会————— 16
- ・ 仙台市立泉松陵小学校————— 17
- ・ 仙台市立東華中学校————— 18
- ・ 仙台市立仙台高等学校————— 19
- ・ 仙台市教育委員会————— 20
- ・ 仙台市児童相談所————— 21
- ・ 仙台市健康福祉局障害福祉部————— 22

こどもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

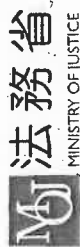
機関・団体名 仙台法務局人権擁護部

○現在（これまで）行っている取り組みについて

別添配付資料のとおり。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

機関名	仙台法務局		
担当課・部署	人権擁護部第二課		
メールアドレス	jinken_sendai_moj_bal@i.moj.go.jp		
電話番号	022-225-5611	FAX 番号	022-225-6071



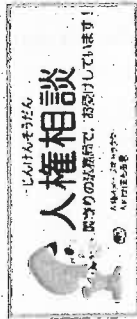
会見・報道・お知らせ
法務省の概要
試験・資格・採用
政策・審議会等
申請・手続・相談窓口
白書・確証資料

トップページ > 政策・審議会等 > 国民の基本的な権利の実現 > 人権擁護局プロジェクト > 啓発活動 > 子どもの人権を守りましょう

子どもの人権を守りましょう



様々な人権問題に関する相談を受け付けています。
各種相談窓口の案内はこちら。



〇子ども向けページはこちら！！

いじめや体罰、児童虐待、児童ポルノ等の性被害など、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。子どもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

法務省の人権擁護機関では、子どもたちの人権を守るため、「子どもの人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げて、積極的に様々な啓発活動を行うとともに、人権相談や調査救済活動に取り組んでいます。

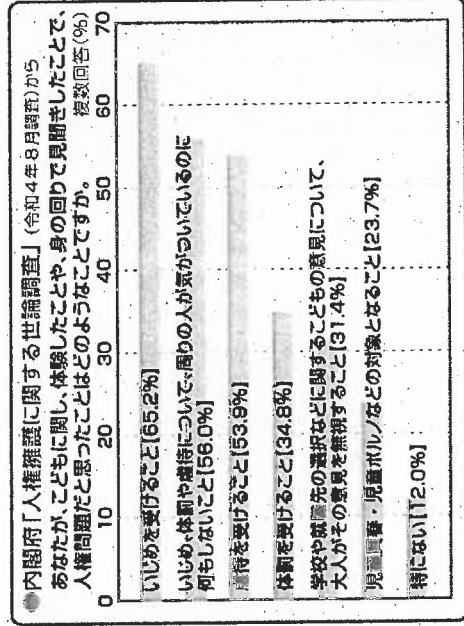
その一環として、人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性について理解を深め、子どもたち自身が人権を大切にする意識を高めることとして「全国中学生人権作文コンテスト」や、人権擁護委員会を中心として、いじめ等について考える機会を設けることにより、相手への思いやりや心のやさしさを体得してもらうことなどを目的とした「人権教室」、花の種子等を協力して育てる中で、生命の尊さや仲間への思いやりを体得させることなどを目的とした「人権の花運動」を実施しているほか、Jリーグ等の「スボニツ組織と連携した啓発活動」などを行っています。

また、困難を抱える子どもたちに自ら声を上げてもらいたいためには、子どもたち自身が様々な権利の享有主体であることを認識してもらうことが重要であることから、子どもの権利条約を分かりやすく解説し

た冊子を人権教室などで活用しています。

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

令和4年に内閣府が行った調査(あなたが、子どもに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。)では、「いじめを受けること」などが問題となっていることがうかがえます。



内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から:
子どもに関する人権問題

いじめ

最近のこのまのいじめは、SNS上などで行われ、周りから一層見えにくくなっていることに加え、ささいなきっかけから深刻ないじめへとエスカレートすることが少なくありません。
いじめをする子どもやいじめを見て見ぬふりをする子どもが生じる原因や背景には、子どもを取り巻く学校、家庭や社会環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われます。

この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権尊重意識を養っていくことが重要です。

いじめについて、詳しく知りたい方はこちらのページ「いじめ」をご覧ください。

いじめに関する

人権侵害事件の新規救済手続開始件数

学校におけるいじめ	令和元年
	2,944

令和2年	1,126
令和3年	1,169
令和4年	1,047
令和5年	1,185

・啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！いじめ ～一人で悩まず相談しよう～」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)



・啓発動画「『誰か』のことじゃない。(いじめ編)」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)



・「いじめ問題を含む子供のSOSIに対する文部科学省の取組」(※文部科学省のページにリンク)
・「こども家庭庁におけるいじめ防止対策」(※こども家庭庁のページにリンク)

体罰

教育職員による体罰については、「学校教育法」第11条ただし書で明確に禁止されているところですが、体罰に関する人権侵害事件は依然として存在しています。
体罰は、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌となるおそれがあります。いかなる場合でも体罰は決して許されません。

教育職員による体罰に関する
人権侵害事件の新規救済手続開始件数

	教育職員による体罰
令和元年	141
令和2年	83
令和3年	51
令和4年	75
令和5年	74

児童虐待

昨今、親などが幼児や児童を虐待し、中には死に至らしめるという痛ましい事件が多発しています。
児童虐待への対応については、これまで「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の累次の改正や、「民法」及び「刑法」などの改正により、制度的な充実が図られています。

令和4年6月には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、こどもや家庭への包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援等のこどもや家庭を支える事業の創設を行うなど、対策の強化が進められています。

令和4年12月には、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者による懲戒権の規定を削除するほか、体罰等のこどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止するなどの改正がされています。

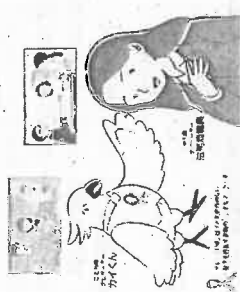
児童虐待に関する

人権侵害事件の新規救済手続開始件数

	児童に対する暴行・虐待
令和元年	413
令和2年	341
令和3年	253
令和4年	216
令和5年	268

・啓発動画「あなたは大丈夫？考えよう！児童虐待」
・こどもハート(※YouTube法務省チャンネルにリンク)
・大人ハート(※YouTube法務省チャンネルにリンク)

考えよう! 児童虐待



・啓発動画「虐待防止シリーズ 児童虐待」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)



・啓発動画「『誰か』のことじゃない。(児童虐待編)」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)



・「児童虐待」(※文部科学省のページにリンク)

・「児童虐待防止対策」(※子ども家庭庁のページにリンク)

・「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ&A」[PDF] (※子ども家庭庁のページにリンク)

性被害

児童買春、インターネット上における児童ポルノの犯濫等、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取や性犯罪・性暴力の問題が深刻になっています。

平成26年7月に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」においては、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持、保管する行為ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が設けられます。

また、令和4年4月には、教員による性暴力等から子どもを守るための措置等を定めた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。

さらに、令和5年6月には、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」等が成立し、いわゆる性交同意年齢を13歳から16歳に引き上げるほか、16歳未満の者に対してわいせつ目的で面会要求する行為や正当な理由なく性的な部位・下着などを撮影する行為が新たに処罰対象となるなど、性被害・性暴力の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応した改正が行われています。

- ・「性犯罪関係の法改正等 Q&A」(※法務省刑事局のページにリンク)
- ・「性犯罪・性暴力対策の強化について」(※文部科学省のページにリンク)
- ・「子どもの性被害を撲滅するための政府の取組」(※子ども家庭庁のページにリンク)

各種資料・関連リンク先

■啓発動画

- ・「いじめをなくすために、今」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)
- ・「勇気のお守り」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)
- ・「立ち止まる」(※YouTube法務省チャンネルにリンク)

■啓発冊子

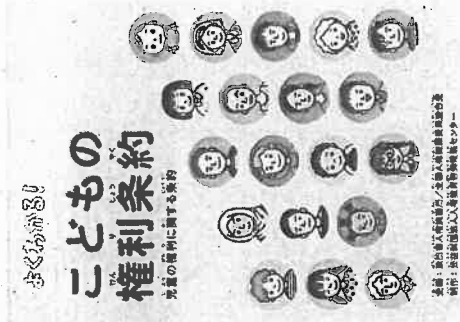
- ・「いじめさせない 見逃さない」[PDF]



・みんなとまち マンガで考える「人権」【PDF】



・よくわかる！子どもの権利条約【PDF】



■いじめ問題等対策バナー

法務省ウェブサイトのリンクについては、自由に設定していただいて差し支えありません。
なお、リンクの設定をされた場合は、法務行政に関する意見受付窓口宛てに、リンクを設定する旨のご連絡をお願いいたします。

※バナーのデザインは一切改変せず、ご使用願います。

・バナー1



・バナー2



・バナー3



法務省人権協議局・全国人権協議員連合会

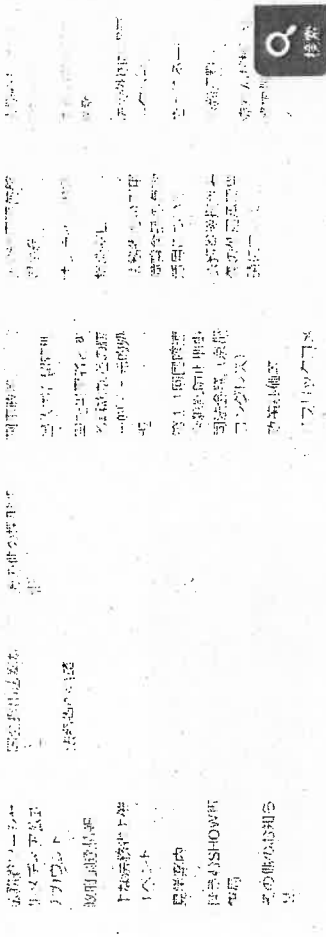
■人権相談

- ・子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル)
- ・子どもの人権SOSミニレター
- ・子どもの人権SOS-メール(インターネット人権相談受付窓口(24時間受付))
- ・SNS(LINE)人権相談

■関連リンク先

- ・「児童の権利に関する条約」(※外務省のページにリンク)
- ・「お父さん・お母さんが別れるのかな…～家族のことで悩んでいるあなたへ～」(※法務省民事局のページにリンク)
- ・「18歳以下のみなさんへ」あなたとはひとりじゃない(※内閣官房 孤独・孤立対策担当室のページにリンク)

[人権擁護局フロントページへ](#)



法務省人権協議局・全国人権協議員連合会

■人権相談

- ・子どもの人権110番(全国共通フリーダイヤル)
- ・子どもの人権SOSミニレター
- ・子どもの人権SOS-メール(インターネット人権相談受付窓口(24時間受付))
- ・SNS(LINE)人権相談

■関連リンク先

- ・「児童の権利に関する条約」(※外務省のページにリンク)
- ・「お父さん・お母さんが別れるのかな…～家族のことで悩んでいるあなたへ～」(※法務省民事局のページにリンク)
- ・「18歳以下のみなさんへ」あなたとはひとりじゃない(※内閣官房 孤独・孤立対策担当室のページにリンク)

[人権擁護局フロントページへ](#)

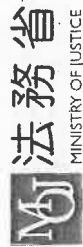
▲ ページトップへ

法務省公式X YouTube法務省チャンネル

人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談
人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談
人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談
人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談
人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談
人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談
人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談
人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談
人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談
人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談	人権相談

[アクセシビリティ](#)
[サイトマップ](#)
[相談窓口](#)
[ききやすい](#)
[本文](#)
[ENGLISH](#)

[文字の大きさ](#)
[標準](#)
[拡大](#)
[色変更・音声読み上げ](#)
[印刷](#)



[会見・報道・お知らせ](#)
[法務省の概要](#)
[試験・資格・採用](#)
[政策・審議会等](#)
[申請・手続・相談窓口](#)
[白書・統計・資料](#)

[トップページ](#)
[政策・審議会等](#)
[国民の基本的な権利の実現](#)
[人権擁護局ウェブサイト](#)
[人権相談](#)
[いじめなどの電話相談窓口【こどもの人権110番】](#)

いじめなどの電話相談窓口【こどもの人権110番】



「こどものじんけん110ばん」って？

子どもたちや友達から「いじめ」にあつて学校に行きたくない、家の人にいやなことをされる、部活動で暴言・暴力を受けているなど、先生や親には話しにくいけど、このままではどうしていいかわからない、誰も気づいてくれない…。

このような悩みがあったら、迷わず電話してください。「まわりでこんなことで困っている人がいる」という相談でもいいです。

どこに電話すればいいの？

こどもの人権110番

0120-007-110

《全国共通・無料》

※上の画像をスマートフォンからクリックすると電話がかけられます。

注1)一部のIP電話からは接続できません。接続できない場合にはこちらの電話番号をご利用ください。

各局電話番号(通話料有料)

注2)法務局の職員又は人権擁護委員が、「こどもの人権110番」又はこれに類似する名称を用いて、個人情報収集のようなことは一切行っておりません。法務局等からの電話に心当たりのない場合は、十分ご注意ください。

注3)「こどもの人権110番」へご相談いただく際の電話番号のかけ間違いが多数発生しています。ご相談の際には、今一度電話番号をご確認いただき、おかけ間違いのないようお願いいたします。

うけつけ時間は？

朝8時30分から夕方5時15分まで(月曜日から金曜日まで)

いじめられている... インターネット上のトラブルに... 学校や家庭、教師、その他のことで悩んでいる...

悩みがあったら相談してね!

電話で相談
0120-007-110
月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

LINEで相談
@jinken

メールで相談
soss-e-mail

SOS
0120-007-110 に話してね!!

法務省 法務省人権総務局・全国人権擁護委員連合会

子どもの人権110番とは

学校におけるいじめ、体罰、児童生徒に対する暴言その他の不適切な指導や、家庭内における虐待など、子どもをめぐる人権問題は周囲の目につきにいくところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未形成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくありません。「子どもの人権110番」は、子どもの発するSOS信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。子どもだけでなく、子どもに関する悩みをお持ちの大人の方々も利用可能です。電話は、最寄りの法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。

電話以外の相談方法は？

メール相談とLINE相談があるよ！

○メールで相談したいみなさんへ

この画像をクリックしてね！

メール相談のページに変わるよ。

じん けん

子どもの人権 SOS-eメール

○LINEで相談したいみなさんへ



友だち追加は
こちらから！

にじげん とも ついか そうだん
二次元コードから友だち追加して相談してね。

うけつけ時間は朝8時30分から夕方5時15分まで(月曜日から金曜日まで)だよ。

子どもの人権SOSミニレター

メールやLINEのほかに、小・中学校で毎年配布される「こどもの人権SOSミニレター」でも相談ができるよ！

詳しくはこちら（こどもの人権SOSミニレターのページにリンクします）

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

法務省の人権擁護機関

は、こどもたちの人権を守るための各種相談活動の強化を目的として、例年、学校の夏休み明け前後の期間に「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」を実施しています。

強化週間期間中は通常の「こどもの人権110番」と「LINEいじめん相談」の相談受付時間を拡大して、相談対応に応じており、令和6年度は以下のとおり実施します。

実施期間：令和6年8月21日（水）～8月27日（火）

**受付時間：平日 午前8時30分～午後7時
土・日 午前10時～午後5時**

その他関係省庁での取組

〇若年層の性暴力被害予防月間

4月は、若年層の性暴力被害予防月間です。

詳しくは、内閣府ホームページ（男女共同参画局「若年層の性暴力被害予防月間について」）に掲載されています。

〇こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間

令和5年8月～9月は政府を挙げて集中的にこども・若者の性被害防止のための啓発活動を実施「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」です。

参考リンク：内閣府ホームページ（男女共同参画局「性犯罪・性暴力とは」）

法務省の人権擁護機関では、性被害・性暴力を含む、人権に関する相談を受け付けています。

また、性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除依頼方法の助言等必要な支援を行っています。

詳しくは、こちら

▲ ページトップへ

法務省公式X

YouTube法務省チャンネル

意見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	申請・証明	言語・通訳・通訳
大赦会等	人権・男女平等	採用試験	申請・証明	申請・証明
プレスリリース	人権・男女平等	採用試験	申請・証明	申請・証明
フォトギャラリー	人権・男女平等	採用試験	申請・証明	申請・証明
お祭り・イベント	人権・男女平等	採用試験	申請・証明	申請・証明
イベント	人権・男女平等	採用試験	申請・証明	申請・証明
イベント	人権・男女平等	採用試験	申請・証明	申請・証明
イベント	人権・男女平等	採用試験	申請・証明	申請・証明
イベント	人権・男女平等	採用試験	申請・証明	申請・証明
イベント	人権・男女平等	採用試験	申請・証明	申請・証明

令和7年度「こどもの人権SOSミニレター」事業の実施内容

全国の法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会では、平成18年度から、料金受取人私郵便兼封筒（以下「書簡型」という。）の「こどもの人権SOSミニレター」（小学生用及び中学生用の2種類）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布することにより、身近な人にも相談できないういこどもたちの悩みことを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、こどもをめぐめる様々な人権問題の解決に当たっています。

また、今年度は試行として、一部の地域を対象に、上記書簡型のミニレターに代えて、はがき型のミニレターを配布します。

- 1 対象者
全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）、義務教育学校及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。）の児童・生徒全て
- 2 実施時期
令和7年5月23日（金）から同年7月4日（金）にかけて、全国の小・中学校に「こどもの人権SOSミニレター」を配布
また、全国の児童相談所においても配布
- 3 実施機関 法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会
- 4 対応する相談員 法務局職員及び人権擁護委員
- 5 想定される相談内容
(例)・学校で「いじめ」を受けている。
・学校で「体罰」を受けている。
・家庭で「暴行・虐待」を受けている。
など

※ 事案によっては、学校・児童相談所などの関係機関と連携しながら被害者の速やかな保護を図る場合や、人権侵害の疑いのある相談については、人権侵害事件として調査を開始する場合もあります（過去の救済事例は別添1のとおり）。

- 6 はがき型のミニレターの試行
より気軽に相談することができるとして、試行として、長崎県の一部及び長野県の一部の小・中学校に、書簡型のミニレターに代えて、はがき型のミニレターを配布。



(参考)

- (1) 相談件数の推移・内訳（別添2のとおり）。
- (2) こどもの人権問題に関する「こどもの人権SOSミニレター」以外の相談窓口
 - こどもの人権110番(全国共通フリーダイヤル)
0120-007-110(ぜろぜろなのひゃくとおばん)
 - こどもの人権SOS-eメール(24時間受付)
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通) <https://www.jinken.go.jp/kodomo>

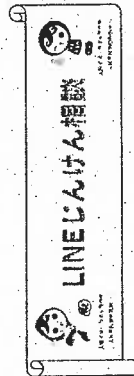


インターネット人権相談

こどもの人権
SOS-eメール

- LINEじんけん相談（チャット形式による人権相談）

法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html) から公式アカウント「法務局LINEじんけん相談」を友達追加



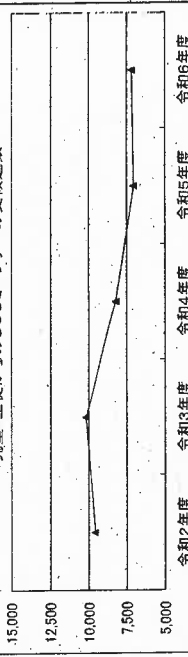
友だち追加は
こちらから！

「こどもの人権SOSミニレター」統計資料(令和2年度～令和6年度)

1. 児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数(単位:通)

受領通数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	9,563	10,171	8,147	7,062	7,189

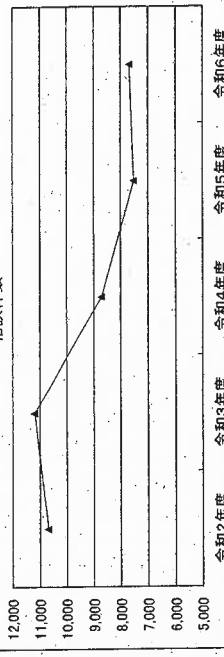
児童・生徒からのSOSミニレターの受領通数



2. SOSミニレターを端緒とする人権相談の件数(単位:件) ※注

受理件数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	10,704	11,194	8,710	7,511	7,677

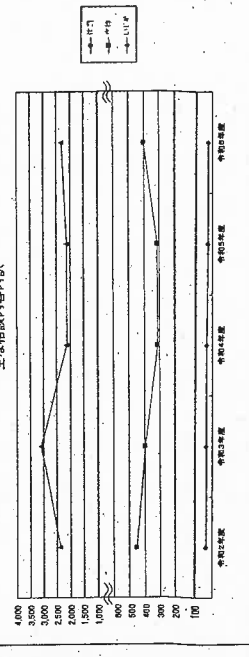
相談件数



3. 相談内容内訳(単位:件) ※注

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
体罰	37	36	35	26	27
虐待	451	395	311	312	403
いじめ	2,368	3,080	2,125	2,126	2,305
その他	7,848	7,683	6,239	5,047	4,942

主な相談内容内訳



※注 1. 連のミニレターに複数の相談内容が含まれている場合、それぞれを1件の人権相談として計上している。

別添1

「こどもの人権SOSミニレター」を端緒に救済措置を講じた主な事例

1. 親から中学生に対する虐待

◆中学生の生徒が、親から、無理やり性的行為をされるなどの虐待を受けているが、誰にも相談できないとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。
法務局は、直ちに当該生徒が在籍する学校に連絡するとともに、児童相談所に通告し、今後の対応について調整を行った。
その結果、児童相談所が速やかに当該生徒を保護するに至り、当該生徒の心身の安全が図られた。
(措置:「援助」)

2. 小学校におけるいじめ

◆小学生の児童が、同級生から、殴られるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。
法務局が調査した結果、担任教諭は、当該いじめを認識していたにもかかわらず、学校長に速やかに報告をしなかったため、学校における対応が適切に行われていなかったことを確認した。
法務局は、学校長に対し、早期に学校長までの連絡・報告をし、組織的に対応するなど、学校全体でいじめ行為の発生の防止と解消に向けた取組を一層強化するよう要請した。
(措置:「要請」)

3. 中学校におけるいじめ

◆中学生の生徒が、同級生から、「死ね」といわれるなどのいじめを受けており、死んでしまいたいとして、「こどもの人権SOSミニレター」による相談があった事案である。
法務局が調査した結果、当該生徒は被害についてこれまで誰にも相談しておらず、その悩みを担任教諭が把握できていなかったことが判明したことから、当該生徒が通う学校が必要な対応を実施できるよう情報提供を行った。また、法務局は、「こどもの人権SOSミニレター」を通じて数度にわたり当該生徒とのやり取りを継続して信頼関係を構築し、スクールカウンセラーに相談することなどを勧めた。
その結果、家庭及び当該学校との間で当該生徒の見守り体制を構築することができた。
(措置:「援助」)

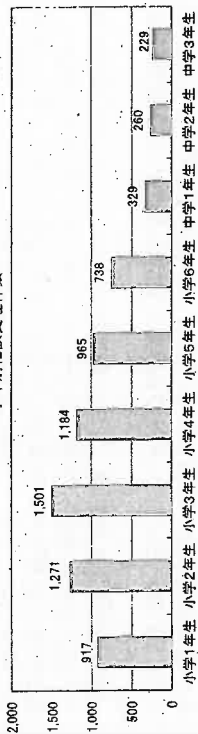
「こどもの人権SOSミニレダー」統計資料(令和6年度)

別添2

1. 学年別相談受理件数(単位:件)

件数	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
917	1,271	1,501	1,184	965	738	329	260	229	283	7,677	

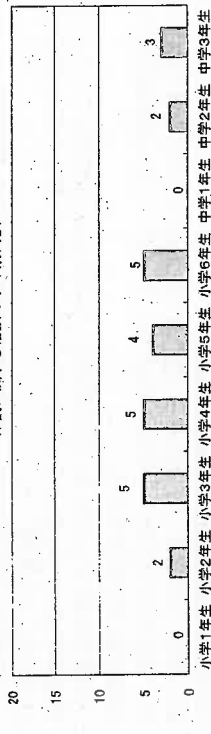
学年別相談受理件数



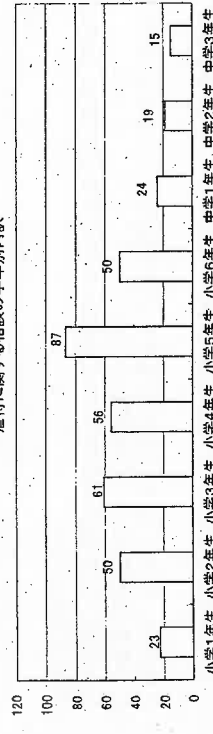
2. 学年別相談内容内訳(単位:件)

相談内容	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	不明	合計
体罰	0	2	5	5	4	5	0	2	3	1	27
虐待	23	61	50	56	87	50	24	19	15	18	403
いじめ	285	436	539	398	266	192	62	38	31	58	2,305
その他	509	783	896	725	608	491	243	201	180	206	4,942

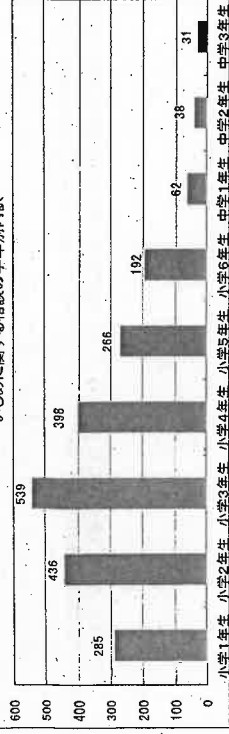
体罰に関する相談の学年別内訳



虐待に関する相談の学年別内訳



いじめに関する相談の学年別内訳



子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 宮城県警察本部生活安全部少年課

○現在（これまで）行っている取り組みについて

1 いじめ事案を早期に把握するための相談対応等

(1) 少年相談窓口におけるいじめ相談への対応

ア 県警本部少年課

いじめ110番(022-221-7867)、少年相談電話(0222-222-4970)

イ 県下24警察署の生活安全部

【令和6年中の少年相談等受理状況及びいじめ事案取扱状況】

少年相談受理件数 2,522件（前年比+172件） ※10年前の約4.9倍

いじめ事案の取扱件数 67件（前年比+3件） ※過去5年間で最多

※ いじめ事案取扱件数は、警察がいじめと認定したものではなく、相談者等がいじめ事案として警察に通報・相談したものを示す。

(2) いじめ事案の潜在を念頭に置いた各種少年事案対応

問題行動等の背景にいじめ事案が伏在している可能性を念頭に置いた各種少年事案対応（家出少年の保護、退学による不良行為少年の補導等）

2 被害者等の意向を踏まえた少年事件の捜査等

(1) 被害者等の意向を踏まえた少年事件捜査・調査又は少年相談対応

(2) 被害少年が安心して登校できる環境の構築に向けた学校等への要請等

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

1 学校（教育機関）と警察（捜査機関）の連携対応

(1) 学校警察連絡協議会及びみやぎ児童生徒サポート制度（学校警察連絡制度）等を通じた学校と警察の情報共有と連携対応

(2) 宮城県警察スクールサポーターの派遣等による児童生徒の問題行動（いじめ、校内暴力等）を沈静化するための見守り活動の強化

2 いじめ事案の再発防止に向けた学校・関係機関との連携

(1) 事件送致（検察庁、家庭裁判所）、触法通告（児童相談所）又は警察の継続補導・立ち直り支援活動による加害者の再非行防止に資する指導等

(2) 少年警察補導員による被害少年のカウンセリングや関係者に対する助言等による継続的な支援

(3) 児童生徒の規範意識向上を図る「非行（いじめ）防止教室」や「命の大切さを学ぶ教室」の開催

(4) 少年警察ボランティアとの連携によるいじめ防止の取組（非行防止合言葉「まけないよ」を活用した非行防止講話、健全育成カルタ大会等）

機関名	宮城県警察本部		
担当課・部署	生活安全部少年課		
メールアドレス			
電話番号	221-7171 内線 3083	FAX 番号	221-7171 内線 3069

こどもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名

宮城県臨床心理士会

○現在（これまで）行っている取り組みについて

会全体の活動として、いじめ問題に焦点を当てて取り組んでいるわけではありませんが、個々の会員がスクールカウンセラーや相談員、心理士等として勤務する先で相談活動に従事しており、各々の現場でいじめや派生する問題に取り組んでいます。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

会のメンバーには、県内の自治体のいじめ調査委員を務めている者も多数おり、調査業務の負担が大きいため会員相互の支援が必要ですが、守秘義務もあり、調査のノウハウ等を共有しづらいという課題があります。同じく調査委員を担当されることの多い弁護士会や社会福祉士会、精神保健福祉士協会等の皆様と共同で、いじめ調査に関する勉強会・研修会が開催できるとよいのではないかと思います。

機関名	宮城県臨床心理士会		
担当課・部署	事務局		
メールアドレス	secretary_mcp@yahoo.co.jp		
電話番号	なし	FAX 番号	022-290-6616

こどもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 仙台弁護士会

○現在（これまで）行っている取り組みについて

- ・いじめに関する出前授業
いじめに関する出前授業（児童・生徒向け及び教員向け、宮城県スクールロイヤー事業としてのいじめ予防教室）令和6年度申込実績合計77件（うち児童・生徒向け59件、教員向け18件）
- ・子ども悩みごと電話相談・面談相談
令和6年113件（令和5年85件、令和4年80件）

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

- ・仙台市スクールロイヤー事業への協力（担当者推薦）
- ・宮城県スクールロイヤー事業への協力（担当者推薦）
- ・仙台市いじめ等相談支援室(S-KET)への協力（担当者推薦）
- ・スクールロイヤー事業として実施しているいじめに関する出前授業について、弁護士会で講師を調整・派遣している。

機関名	仙台弁護士会		
担当課・部署	小園彰		
メールアドレス	akira@kozonolaw.com		
電話番号	022-302-7650	FAX 番号	022-302-7651

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 仙台市 PTA 協議会

○現在（これまで）行っている取り組みについて

仙台市 PTA 協議会では、いじめ防止や子どもの命を守る取り組みを継続して行っています。命を守る取り組みとして、平成 29 年度に全児童生徒に自死防止メッセージ「大切なあなたへ」を配付しました。令和元年度にも「子どもの命を守るメッセージ」のポスター・チラシを作成し、全児童生徒へ配付しています。命の尊さを学び、自らの存在価値を認め、自己を大切にするとともに他者を思いやり協力する心を育成することをねらいとしています。

令和元年度からスタートした標語コンクール「大切なあなたへ」では親が我が子へ贈るメッセージを取り上げており、大切に思う気持ちを我が子に伝えることで、子どもには日頃から大切に思われているのだと、認識してもらうことをねらいとしています。

いじめはどの子にも起こり得るものであるとの認識をもって、いじめの未然防止に取り組むことが重要ととらえ、児童生徒をいじめに向かわせることなく、いじめをさせない、許さないといった態度、姿勢を示していくことが望まれます。

自らの存在価値を認め、自己を大切にするとともに、他者を思いやる心にスポットをあてる事業として、篤行善行児童生徒表彰も毎年行っています。親以外の大人に自らの行動が評価され、感謝されることで自己有用感や自己肯定感の向上につながることを期待した事業です。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

これらの事業を継続していくことで、たくさん子どもたちに大切な存在であることを伝え続けていきたいと思っています。コロナ禍以後、PTA 活動に対する保護者の意識も変化しており、これまで当たり前のように保護者同士にあった繋がりにも変化が生じてきています。ですが、子どもたちを取り巻く環境は日々変化しており、それに対する大人の学びも重要と感じています。今一度、家庭・学校・地域との連携の大切さを見直し、様々な事例にも大人たちが対応できるよう、学びと連携を継続していき、たくさんの大人の目で子どもたちを見守っていく必要があると考えます。

社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促していきたいと思います。保護者として学び、様々な経験を経て、子どもたちの居場所を創出できるよう、PTA 活動の中にも大人の研修の場を設けていきます。

機関名	仙台市 PTA 協議会		
担当課・部署			
メールアドレス	sptakyo@joy.ocn.ne.jp		
電話番号	0 2 2 - 2 2 7 - 9 5 4 5	FAX 番号	0 2 2 - 2 2 7 - 9 2 1 8

こどもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 仙台市小学校長会（泉松陵小学校）

○現在（これまで）行っている取り組みについて

- ① 各種調査による、児童の心身の状態の変化やいじめの早期発見・早期対応
 - ・仙台市いじめアンケート（11月）
 - ・学校生活アンケート（6月、9月、1月）
 - ・学校適応感尺度アセス（6月、10月、1月）
- ② 教育相談による、児童理解と保護者との連携
 - ・教育相談（夏休み：全保護者、 随時：希望保護者 ）
 - ・特別支援 Co や SC との教育相談（随時）
- ③ 教職員研修による、いじめの未然防止と組織対応確認
 - ・職員会議等での職員研修（教職員のチェックシート実施・事例研修）
 - ・児童理解研修・ケース会議・打合せ（情報共有・個別の対応）
 - ・いじめ対策担当による「泉松陵ほっとタイム」の発行（対応確認・事例研修）
- ④ 学級活動・児童会活動
 - ・学校教育目標と学校の合い言葉「笑顔・チャレンジ・思いやり」を念頭においた
学年目標・学級目標の設定
 - ・仙台市いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施（5月目標設定、11月振り返り）
 - ・児童会でいじめ防止の取組を検討
 - あいさつ運動
 - たてわり活動：他学年とあたたかい言葉での感想交流
 - 各学級でいじめ防止ポスターの作成・掲示・呼び掛け
 - ・担任と児童との個別面談の実施（6月：全員）

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

- ・スマホネット安全教室の実施（5，6年対象：NTT）

機関名	仙台市立泉松陵小学校		
担当課・部署			
メールアドレス			
電話番号	375-9531	FAX 番号	375-9519

こどもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名

仙台市立東華中学校

○現在（これまで）行っている取り組みについて

① 各種調査

- ・ 仙台市いじめ実態把握調査（早期発見・早期対応 年1回 11月）
- ・ 生活振り返りアンケート（早期発見・早期対応 年3回 6月・8月・2月）
- ・ アセス（未然防止 年3回）

② 教育相談（未然防止・早期発見・早期対応）

- ・ 三者面談（年2回 7月・11月）

③ 教職員研修（年数回）※未然防止

- ・ R6年度、R7年度に各1回「ファシリテーターになろう」というテーマで子供との関わり方について講師を招聘して実施。（いずれも4月の学級開き前）
- ・ 校長から、学級集団づくりのノウハウや担任としての構えについて記した「学級経営メモ」を、教職員に定期的に提示。また、職員会議でのミニ研修の実施。

④ 生徒会活動・学級活動 ※未然防止

- ・ 生徒総会での学級目標の紹介（5月）
- ・ 「いじめ防止きずなキャンペーン」の取組として「学級目標の実現に向けて①～具体的なアクションについて～」をテーマに学級ごとの話し合い活動を実施（5月）
- ・ 上記の話し合いの結果を生徒会放送で紹介予定（6月・7月）
- ・ 「いじめ防止きずなキャンペーン」の取組として「学級目標の実現に向けて②～現状と今後の重点的な取組について～」をテーマに学級ごとの話し合い活動を実施予定（11月）
- ・ 上記の話し合いの結果を生徒会放送で紹介予定（12月・1月）
- ・ その他、学校行事や生徒会行事をよりよい集団の育成に繋がるように展開

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

機関名	仙台市立東華中学校		
担当課・部署	校長		
メールアドレス	ts006874@g.sendai-c.ed.jp		
電話番号	298-8525	FAX 番号	298-8526

こどもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 仙台市立仙台高等学校

○現在（これまで）行っている取り組みについて

・アンケート調査の実施

11月に実施される「仙台市いじめアンケート」（教育相談課）に加え、年4回の定期テストにあわせ（6月、9月、11月、2月）、いじめと学校生活両方に係るアンケートを実施し、いじめ案件の有無について確認している。

・カウンセリング体制の整備

養護教諭を2名配置いただいているほか、週1日SCも派遣いただき、カウンセリングに体制を整備している。

SCからは、勤務前に校長・教頭と情報共有いただくなど、丁寧な対応をいただいているほか、重要な案件についてはケース会議を開催し、対応を検討することとなっている。

課題としては、SCへの相談希望が多く、相談室の予約がフルに埋まってしまうことである。現時点で、いじめに関する相談はない。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

・「保健講話」を6月に学年ごとに実施している。1年生には仙台北警察署のご協力をいただき、いじめにつながる「SNS」について、犯罪も含めて活用上の注意点や危険性などについて講話いただいている。

※2年生：思春期 3年生：薬物依存

機関名	仙台市立仙台高等学校		
担当課・部署	※いじめ支援は生徒指導部		
メールアドレス	ts003948@g.sendai-c.ed.jp		
電話番号	022-271-4471	FAX 番号	022-271-1136

こどもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名

仙台市教育委員会

○現在（これまで）行っている取り組みについて

1 児童生徒、家庭・地域等への啓発について

(1) いじめ防止「きずな」キャンペーンの実施

- ・5月に各校の児童生徒が行動目標を立て、いじめ防止「きずな」アクションとして実践（挨拶運動、啓発ポスター作り、標語募集等）、11月に活動の振り返りを行うなど、全市立学校でいじめ防止の意識の高揚を図っている。
- ・各校の実践の市民への広報として、各区中央市民センターや各区役所での掲示、教育委員会HPに掲載している。

(2) いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」の配布

- ・いじめの理解促進、早期発見・早期対応のための家庭でのチェック項目や相談窓口の一覧等を掲載したリーフレットを作成、4月に学校から全家庭や地域に配布している。

(3) 他者理解や思いやりの心を育む教育活動の推進

- ・「命と絆プログラム」や「他者理解を育むための授業集」等を活用した実践を行い、授業参観等で保護者や地域の方へも積極的に公開を行い、広く啓発を図っている。

2 教職員の研修について

(1) 「いじめ・不登校対策推進協力校」による実践研究と成果の発信

- ・各協力校において、地域や児童生徒の状況に応じたいじめ対策等の実践研究を行い、実践報告会で具体例や成果等を広く市内学校に発信し、各校の取組の改善を図っている。

(2) いじめ対策担当教諭等を中核とした研修、OJTの推進

- ・各校において、4月にいじめ対策に係る総点検を行い、いじめ対策担当教諭や児童支援教諭を中心とした校内の組織体制の確立や各担当者の役割の共通認識を図っている。
- ・いじめ対策担当教諭等の研修では、事例対応やグループワーク等を通して、児童生徒の意見の聴取のあり方や組織対応の具体例を扱い、各学校でのOJTの充実を図っている。

3 その他の取組

- ・いじめ・学校生活SNS相談、24時間いじめ相談専用電話を設置し、いじめを含めた相談機会を確保している。
- ・学校、保護者、地域の方々がいじめに関する危機感や情報を共有し、連携していじめの未然防止、解消に向けた取り組みを進めるために、学校運営協議会等において、意見交換の場を設定している。
- ・教育委員会指導主事が毎年5月から7月まで全市立学校を訪問する、いじめ不登校対応支援チームにより、各校の組織体制や校内研修の状況等を確認し、指導助言を行っている。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

- ・スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、専門的な見地から事案解決に向けた助言を受け、効果的な役割を果たしている。
- ・S-K-E-Tからのいじめ事案等に関する情報伝達により、児童生徒や学校の状況を踏まえた対応を進め、スムーズに事案解消に至っているケースがある。
- ・今後、警察署を含めた関係機関との行動連携等にも取り組んでいく必要がある。

機関名	仙台市教育委員会		
担当課・部署	学校教育部教育相談課		
メールアドレス	kyo019220@city.sendai.jp		
電話番号	214-8780	FAX 番号	264-4437

こどもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 こども若者局児童相談所

○現在（これまで）行っている取り組みについて

児童相談所では、いじめに関する相談が直接寄せられることは多くありませんが、他の相談対応の過程において、こどもや保護者の話しからいじめの状況が明らかになることがあります。こうした場合、児童相談所ではいじめの解決自体を直接担うのではなく、こどもの置かれた状況を丁寧に見立て、必要に応じて学校等の関係機関と連携しながら、こどもが安心して生活できるよう支援を行っています。

具体的には、児童福祉司や児童心理司による面接等を通じてこどもの心身の状態や家庭・学校での様子を把握し、心理的なサポートを必要とする場合には、児童心理司によるカウンセリングを行うなど、適切な支援を実施しています。加えて保護者に対しても、こどもの状況を理解してもらい、家庭での対応について助言する等の支援を行っています。

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題、今後連携してみたいこと等）

児童相談所では、こどもに関わる問題全般について、地域の関係機関と連携しながら対応を行っています。

まずは、各区に設置されている「要保護児童対策地域協議会（要対協）」において、教育機関、保健・医療機関、警察、福祉等の関係機関と情報を共有し、こどもの安全確保と支援体制の構築に努めています。

また、個別のケースについても、必要に応じて関係機関との間で適宜情報交換を行い、状況の把握や対応方針の調整等を図っています。

さらに、支援の必要性が高い場合や関係機関との連携が特に重要と判断されるケースについてはケース会議を開催し、各機関の支援内容や役割分担、今後の方針について共通理解を図っています。

機関名	こども若者局児童相談所		
担当課・部署	相談指導課		
メールアドレス	fuk005360@city.sendai.jp		
電話番号	022-219-5111	FAX 番号	022-219-5118

子どもをいじめから守るための取り組み、関係機関との連携のあり方について

機関・団体名 健康福祉局 障害福祉部

○現在（これまで）行っている取り組みについて

○関係機関との連携について（取り組み事例や成果、課題等）

1 仙台いのち支えるLINE相談

若年者等を主な対象に、LINEを活用した相談システムを整備し、自死に結び付く様々な問題・困りごとに対処している。

主な利用者は若年者層であることを想定し、電子公告（LINE 広告や YouTube 広告など）のほか、仙台市地下鉄南北線及び東西線各駅構内（男女トイレ）にポスターの掲示、市内の学校（大学、短期大学、専門学校、高等学校）、JR 市内各駅、イオン、市内郵便各局へのチラシ・ポスター・カードなどの配布掲示をおこなっている。

[令和 6 年度の実績]（窓口開設日時：日曜、月曜、祝日、祝翌日、18 時～21 時）

*3 月については、上記に関わらず毎日開設

- ・ アクセス件数：433 件
- ・ 相談延人数：903 名（相談実人数：362 名）
- ・ 1 日あたりの相談対応件数：6.3 件

性別（不明除く）	男性 131 名、女性 225 名
年代（不明除く）	30 代以下 187 名、40 代以上 168 名
職業等（不明除く）	無職 99 名、勤労者 79 名、主婦 70 名、学生・生徒 42 名
相談内容	経済生活問題 18.9%、健康問題 17.8%、家庭問題 15.8% など

2 教職員を対象とした研修

発達障害に対する正しい知識と対応等を教職員に広く理解を広げるために、特別支援教育課や教育センター主催の研修会に講師を派遣している。

また、教職員対象に「アーチル夏の講座」をアーチル主催で開催している。

[令和 6 年度の実績]

講師派遣：4 月新任校長研修、6 月インクルーシブ教育システム研修、

8 月特別支援教育コーディネーター養成研修 等

「アーチル夏の講座」：アーチル常勤医による講義（発達特性のある児童への学校での対応）、

宮城学院女子大学梅田教授による講義（特性のあるこども達に対する学校・学級でできる支援）→7/17～8/31 の期間中オンデマンド配信し、121 校、1,114 名が参加

3 青少年対策六機関合同会議

青少年対策六機関合同会議（教育相談課、教育支援センター、児童相談所、こども若者相談支援センター、特別支援教育課、南北発達相談支援センター。いじめ対策推進課、教育セ

ンターがオブザーバー参加)を定例で開催し、いじめ等の課題と連携した取組について確認、共有している。

[令和6年度の実績]

- ・全体会を年3回、実務担当者会議を年5回開催

4 いじめ対策推進課との連携

いじめ対策推進課からの依頼を受け、S-KET 新規相談員に対して、発達相談支援センターの業務及び発達障害の理解と対応に関する研修を実施。

[令和6年度の実績]

- ・6/21 開催

5 児童相談所との連携

毎年定例で実施している連携連絡会議(所長、課長、担当が参加)をはじめ、事例検討会や協働支援をしているケースに関する情報交換会を行い、虐待やいじめに対する対応についての支援方針や対応方法等について共有を図っている。

また、施設見学を兼ねて援助方針会議・受理会議(児童相談所)やケースレビュー(アーチル)にも職員が参加して互いの業務についても理解を深めている。

機関名	健康福祉部 障害福祉部		
担当課・部署	精神保健福祉総合センター、北部・南部発達相談支援センター		
メールアドレス			
電話番号		FAX 番号	